

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任） 第二百八十一条（略） 一～三十（略）</p> <p>2 法第八十一条の四第二項の規定により、前項第十八号から第二十一号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（権限の委任） 第二百八十一条 法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号から第二十二号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 法第七十六条の六第一項及び第二項に規定する権限</p> <p>十九 法第七十六条の七第一項及び第二項に規定する権限</p> <p>二十 法第七十六条の七の二に規定する権限</p> <p>二十一 法第七十六条の八第一項に規定する権限</p> <p>二十二～三十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 第九十四条、第九十五条、第一百四十条の五十六、第一百四十五条、第九十七条、第三百三十七條の五十六及び第三百三十七條の五十七に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p>